

## 占用の場所(その3)

### 道路局路政課道路利用調整室

(前回の続きから)

#### 大野係員

続けますね。この通路はさらに、通路最下部と路面との距離を六メートル確保することとしているので、道路法施行令第一〇条第一項第二号の高さの基準に適合していることになりました。

#### 道路法施行令第一〇条第一項第二号

地面に接しないで設けられる占用物件の最下部と路面との距離は、四・五メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、二・五メートル以上とすることができる。

また、上空通路の通達では、五・五メートル程度以上確保すること(※1)が求められていますが、本件は、これにも適合しています。

※1

「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(昭和三年七月一日付建設省発注第三七号 国消発第八六〇号、警察庁乙備発第一四号建設事務次官 国家消防本部長、警察庁次長連発 別紙

3 (2) 通路の路面からの高さは、電線、電軍線等の路面の高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ(五・五メートル程度以上)とする。

このほか、道路上に支柱を設置しないこと、通常備えるべき安全性及び耐久性が認められること、壁面の色は白で、信号機又は道路標識との類似性が無く、また、美観を損なうものではないことを考えると上空通路の通達の構造基準に適合します。

けど、同別紙2(2)によれば、「道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所には設けてはならない」とされているため、道路の交差点に近いこの通路は、当該基準に適合しない可能性が高く、占用場所として不適当であると思います。

#### 坂上係員

大野君、そこねえ・・・。

#### 大野係員

分かってますよ。坂上さん。僕も学習しているんですから。

先程の広告塔と同じで(道路行政セミナー五月号参照)、道路法施行令第一〇条第二項の規定にも抵触する可能性が高いと考えます。

これまでの検討を考えると、この通路は、他の道路との接続点に接近した場所に設置されることが予定されているため、道路法施行令第一〇条第二項の規定及び上空通路の通達の基準に適合しないと考えられ、占用を許可することは困難だと思います。

#### 坂上係員

すばらしいわ、大野君。結論を出したじゃない。それじゃあ、デパートには何て回答するの？

#### 大野係員

課長がさつきおっしゃっていたように(道路行政セミナー六月号参照)、道路交通への影響が大きいと思われるので、交差点付近への設置は難しいけれど、他の基準については特に問題がないようなので、通路の設置場所を交差点付近以外に変更することを検討してもらおうよう連絡してみたいと思います。坂上さんはどう思い

ますか。

坂上係員

全くの同意見よ。課長、お聞きのとおりですが、何か問題はありますか。

渡邊課長

いやあ、大野君。お見込みのとおりだよ。

大野係員

それでは、早速デパートの方に連絡を取ってみます。

(電話をかけ始める大野係員)

大野係員

連絡とれました。通路の設置場所については、他にもいくつか設置可能な場所があるそうなので、来週にでも相談に伺いたいとのことでした。

坂上係員

よかつたじゃない。これで今日はふたつも問題が解決したわね。

大野係員

ありがとうございます。それで、坂上さんにお願ひがあるんですが……。

坂上係員

なにかしら？

大野係員

僕、来週から二週間、道路管理研修に行くことになってるものですから……

坂上係員

代わりに話を伺っておけばいいんでしょう。安心してまかせてちょうだいよ。私を誰だと思ってるの！

大野係員

(何か調子に乗ってきちゃったなあ。)

すいません、お願ひします。そういえば、その研修では、各自が課題を持ち寄って、その中のいくつかのテーマをグループごとに検討したうえで結論を出し、ゼミナールの場で全員の前で発表するらしいんですよ。課題を何かひとつ準備する必要があるんですが、今の話のどちらかを準備すればいいですかね。

坂上係員

私も去年研修に参加したけど、そういえばそんなこともやったような気がするわ。だけど、今日の事例は法令の規定や通達の許可基準から結論が導き出せる問題だし、事例もそれなりにありそうだから、検討するといつてもみんな同じ見解になるんじゃない？

それよりも、事例が少なくて、判断が難しい、議論が白熱するような内容の方が盛り上がるわよ。じゃあ、大野君のために何か適当な事例を探しておくわよ。よろし！

大野係員

(研修に行くのは僕なんだけどなあ……)

別に盛り上がらなくてもいいんだけど。)

渡邊課長

(最近、キャラが変わってきたなあ……)

(この項づく)